

# 拡大EUとビジネス環境の変化

## 拡大の経済的効果と日本企業への影響

田中 友義 Tomoyoshi Tanaka

駿河台大学経済学部 教授  
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

2004年5月1日、EUはマルタ、キプロスを含む中・東欧など10カ国を新規加盟予定国（以下では新規加盟国と記す）として迎え入れて、歴史的な拡大を遂げようとしている。

2002年10月、欧州委員会は「EU拡大に向けて」と題する報告書<sup>(注1)</sup>と新規加盟国の加盟準備状況を評価する2002年国別報告書(Regular Report)を発表し、2004年6月予定の欧州議会選挙前の同年5月にこれら10カ国のEU加盟を勧告、ブルガリア、ルーマニアについては2007年加盟を目標に支援することを表明した。

2002年12月、コペンハーゲン欧州理事会は加盟交渉の終了を宣言し、欧州委員会の勧告を正式に採択した。

本稿は、拡大の経済的効果および拡大によるビジネス環境の変化と日本企業への影響に焦点を当て、歴史的な転換期を迎えようとしている拡大EUの動向を検証することを目的としている。

### 1. 拡大を続ける EU

2003年4月16日アテネで加盟条約の署名を終えて、新規加盟国はそれぞれ条約批准のための国民投票を実施

した。国民投票の結果は第1表のとおりである(マルタ、スロヴェニア、ハンガリーは同条約署名前に国民投票を実施した)。スロヴェニア、リトアニアが極めて高い支持率を示したのに対して、バルト諸国のエストニア、ラトヴ

第 1 表 新規加盟国の国民投票結果

国名	国民投票日	賛成票(%)
マルタ	2003.3.8	53.6
スロヴェニア	2003.3.23	89.6
ハンガリー	2003.4.12	83.8
リトアニア	2003.5.10, 11	91.1
スロヴァキア	2003.5.16, 17	92.7
ポーランド	2003.6.7, 8	77.5
チェコ	2003.6.13, 14	77.3
エストニア	2003.9.14	66.8
ラトヴィア	2003.9.20	67.0
キプロス	国民投票を実施せず	

(出所) 欧州委員会資料「EU 拡大と日本への影響」(2003 年 9 月) 5 頁から作成

ィアは予想外に低く、マルタは過半数を 3% 上回る低支持率にとどまった。

他方、これまで加盟交渉が開始されていないが、加盟候補国であるトルコは、いくつかの政治的条件が満足されれば、2004 年 12 月以降に交渉が開始される予定である。さらに、2003 年 2 月、クロアチアが EU 加盟を正式に申請し、ブルガリア、ルーマニアと同時期の 2007 年加盟を目指して今後 EU と交渉を進める予定であるが、現時点では加盟候補国ではない。

今回の EU 拡大は第五次のものである。EU (EC) 発足以来の拡大は第 2 表のとおりであり、EU は絶えず拡大してきたことがわかる。ただし、第五次拡大は 10 カ国もの多数の国が一同

に加盟する(「ビッグバン」という、稀有な出来事であり、さまざまな影響が考えられる。

今回の拡大と第四次までの拡大とのインパクトを比較したものが第 3 表である。

第五次の拡大の特徴を最近の数値でみると、面積の拡大や人口増加のインパクト(2002 年、新規加盟国: 7,450 万人、EU15: 3 億 7,910 万人、合計 4 億 5,360 万人、新規加盟国のシェア 16.4%) は、新規加盟国の多さから考えて EU に対してかなり大きい影響を及ぼすことになること、国内総生産(GDP)へのインパクトが多くの問題を提起している。すなわち、GDP の規模拡大がきわめて限られたものとなっていること(2002 年、新規加盟国: 4,173 億ドル、EU15: 8 兆 6,323 億ドル、合計 9 兆 500 億ドル、新規加盟国のシェア 4.6%)、1 人当たり GDP の水準が大幅に低下すること、現加盟国と新規加盟国との経済格差が顕著であること(2002 年、1 人当たり GDP の EU 平均: 100、ラトヴィア 15.8 からキプロス 55.9 まで新規加盟国平均: 24.6) など、と要約できよう。

このような両者の格差を解消するた

第 2 表 EU 拡大の推移

	国 名	加盟申請時	加盟時期
第一次拡大	アイルランド	1961.7	1973.1
	英国	1961.8	1973.1
	デンマーク	1961.8	1973.1
第二次拡大	ギリシャ	1975.6	1981.1
第三次拡大 (注 1)	ポルトガル	1977.3	1986.1
	スペイン	1977.7	1986.1
第四次拡大	オーストリア	1989.7	1995.1
	スウェーデン	1991.7	1995.1
	フィンランド	1992.3	1995.1
第五次拡大 (注 2)	ハンガリー	1994.3	2004.5
	ポーランド	1994.4	2004.5
	ルーマニア	1995.6	2007.1 (予定)
	スロヴァキア	1995.6	2004.5
	ラトヴィア	1995.10	2004.5
	エストニア	1995.11	2004.5
	ブルガリア	1995.12	2007.1 (予定)
	リトアニア	1995.12	2004.5
	チェコ	1996.1	2004.5
	スロヴェニア	1996.6	2004.5
	キプロス	1990.7	2004.5
	マルタ	1990.7	2004.5
	クロアチア	2003.2	未定
トルコ	1987.4	未定	

(注 1) 旧東独は 1990 年 10 月のドイツ統一によって EU に併合

(注 2) 交渉開始 1998 年 3 月：ハンガリー、ポーランド、エストニア、チェコ、スロヴェニア、キプロス、マルタ。1999 年 10 月：ルーマニア、スロヴァキア、ラトヴィア、ブルガリア、リトアニア。トルコ (2004 年 12 月予定)

(出所) 筆者が作成したもの

めには共通農業政策 (CAP)、構造基金などの EU 財政からの巨額の資金移

転が必要である。したがって、完全な単一市場の形成には、後述するように、

第3表 拡大のインパクト（1995年データ）

加盟国数	面積拡大(%)	人口増加(%)	GDP 合計 増加(%)(注1)	1人当たり GDP 変化(%)	1人当たり GDP 平均 (EUR6=100)
6カ国から 9カ国へ	31	32	29	- 3	97
9カ国から 12カ国へ	48	22	15	- 6	91
12カ国から 15カ国へ (注2)	43	11	8	- 3	89
15カ国から 26カ国へ (注3)	34	29	9	- 16	75

(注1) 購買力平価基準で調整

(注2) 旧東独を含む

(注3) EU加盟15カ国+加盟申請11カ国(マルタ、トルコを除く)

(出所) Timothy Bainbridge, "The Penguin Companion to European Union" (3rd edition, Penguin Books, UK, 2002), p.156

最長7年という移行期間が設定されている分野もあって、相当の期間を要することになり、ユーロ導入に関しても、かなりの期間が必要ではないかと思われる。

## 2. 拡大の利益と非拡大のコスト

拡大による利益は、どのようなものなのか、あるいはどの程度の規模なのだろうか。とくに、EU加盟に積極的な新規加盟国の政府や国民に最も関心の強い事柄である。

拡大による政治的・経済的・文化的

利益はさまざま側面で考えられるが、まず、一般的には、欧州における平和、安定、繁栄圏の拡大が全ての欧州市民の安全保障を強化することになる(注2)。

3億7,910万人のEU市場に急速に成長を遂げつつある新規加盟国の7,450万人が加わることによって、現加盟国と新規加盟国の経済成長が押し上げられ、双方の雇用が新たに生み出されることが期待される。

すなわち、欧州委員会などの見通しによると、加盟申請国のGDP成長率が加盟後10年間にわたって毎年1.3

～ 2.1 %ポイント追加的に伸長することが期待できる一方、現加盟国の GDP は累積ベースで 0.5 ～ 0.7 %の拡大が期待できるとしている。ここで、

とくに注目したい点は、アイルランド、ポルトガル、スペインの加盟の経験から、拡大が脆弱な新規加盟国の経済にダイナミックな長期的成長の刺激をい

第 4 表 結束諸国(注1)の GDP 成長(1988 ～ 2003 年)

	期間	ギリシャ	スペイン	アイルランド	ポルトガル	EU3 カ国(注2)	EU12 カ国(注3)	EU15 カ国(注3)
GDP 年平均成長率(%)	1988 ～ 98	1.9	2.6	6.5	3.1	2.6	2.0	2.0
	1988 ～ 93	1.2	2.0	4.4	2.6	2.0	1.7	1.7
	1993 ～ 98	2.7	3.1	8.7	3.6	3.1	2.4	2.5
	1998 ～ 03(予想)	3.9	3.1	6.8	2.1	3.1	2.0	2.1
一人当たり GDP (購買力平価) EU15=100	1988	58.3	72.5	63.8	59.2	67.8	106.6	100.0
	1990	57.4	74.1	71.1	58.5	68.6	106.4	100.0
	1993	64.2	78.1	82.5	67.7	74.0	105.0	100.0
	1998	66.9	79.2	106.1	72.2	75.9	104.6	100.0
	2000	67.7	82.2	115.2	68.0	77.3	104.3	100.0
	2001(注4)	64.7	84.1	117.9	69.0	78.1	104.2	100.0
	2002(予想)	69.0	83.4	119.1	72.5	79.0	104.1	100.0
	2003(予想)	70.4	83.8	119.9	72.1	79.5	104.0	100.0

(注1) 一人当たり GDP が EU 平均の 90 %以下のギリシャ、スペイン、ポルトガル、アイルランド 4 カ国

(注2) ギリシャ、スペイン、ポルトガル 3 カ国

(注3) 1988 ～ 98 年、1988 ～ 93 年の成長率は旧東独を除外

(注4) 2001 年のギリシャの数値は国勢調査暫定値による

(出所) Eurostat (national accounts) + calculations DGREGIO から作成

かに与えるかを強調していることである（第4表）。

さらに、拡大EU市場は、欧州企業により大きいビジネスチャンスを与え、雇用見通しを改善し、各国政府の優先的政策にまわせる財源としての税収の増加をもたらすことになる。

そして、新規加盟国における経済改革が進むに従って、雇用面で多少のネガティブな影響が出てくる国もあるが、EUからの財政支援資金の増額による職業訓練や競争力の改善が進んで雇用増加が期待できることである。

また、依然として残る現加盟国と新規加盟国の間の賃金格差や雇用水準の格差から、新規加盟国から一部の現加盟国への労働力の移動が生じるものの、大規模の移動ではなく、中・長期的にはこのようなギャップは次第に縮小する方向に向かうことだろう。加盟条約によって、新規加盟国から現加盟国への完全な労働力の自由移動は最大限7年間の移行措置が合意されている。

新規加盟国が環境保護、犯罪・麻薬・不法移民撲滅に関するEU政策を採択するに従って、欧州全域で市民生活の一層の質的向上が期待できるし、新規加盟国の参入によって、EUは文

化的多様性、アイデアの相互交換、他国民に対するより良い理解の増進を通じて豊かになる。さらに、外交、安全保障、貿易などの分野において、拡大は国際社会におけるEUの役割を強化することになる。

拡大の利益はさまざまな側面ですすでに明らかになっているといえよう。たとえば、新規加盟国ではすでに民主的制度と少数民族に対する尊重の増進を伴った安定した民主主義国が誕生している。多くの新規加盟国では経済改革によってEUを上回る高い経済成長率を達成しているし、経常収支の改善、失業率の低下など期待どおりの結果が出始めてきているといえよう（第5表）。

新規加盟国はEUからの直接投資を期待できるのだろうか。第5表にみるように、各国とも主にEUからの投資が大幅に流入していることがわかる。

事実、自動車、ハイテク、小売り、銀行、保険、エネルギー、テレコム部門への欧州企業をはじめとする直接投資が毎年増加しており、オールド・エコノミー部門が大幅にリストラされる一方、一層規模の大きいサービス部門を含めたニュー・エコノミー部門への経済構造の転換が進んでおり、新技術

やノウハウが導入され、金融資産投資が増加することで企業の生産性が大幅に上昇しつつある。

拡大 EU のビジネスは、工業・知的財産権の保護水準の改善、公共調達手続きの透明性の向上など、新規加盟国

における法規制環境の改善からの利益を享受しているし、今後もさらに多く利益を期待できるだろう。

また、後述するように、加盟条約による‘アキ・コミュニテール’ (acquis communautaires) (共同体の基本条約

第 5 表 中・東欧諸国の主要経済指標 (1997 ~ 2001 年平均)

	GDP 成長率	物価上昇率	失業率	一般政府 予算	対外貿易	経常収支	海外直接 投資
	変化率 (%)	年平均	活動人口 (%) (注3)	対 GDP 比 パランス (%)	対 EU パランス (100万 ユーロ)	対 GDP 比 パランス (%)	対 GDP 比 ネット 流入 (%) (注1)
ブルガリア	2.0	9.8	15.2	0.5	- 188	- 1.5	5.6
チェコ	1.1	5.6	7.1	- 3.8	- 2,604	- 4.3	7.8
エストニア	5.2	6.1	11.5	- 0.5	- 496	- 7.8	8.1
ハンガリー	4.5	12.4	7.4	- 5.4	- 1,090	- 3.4	4.3
ラトヴィア	6.1	3.9	14.0	- 1.7	- 318	- 8.6	5.7
リトアニア	3.6	3.3	16.5	- 2.9	- 696	- 8.9	4.8
ポーランド	4.2	9.9	13.6	- 2.8	- 10,750	- 5.4	4.2
ルーマニア	- 1.0	46.3	6.2	- 4.0	- 1,050	- 5.3	3.5 (注2)
スロヴァキア	3.3	8.9 (注2)	15.7	- 7.0	- 48	- 7.4	4.4
スロヴェニア	4.2	8.0	6.8	- 2.3	- 1,704	- 1.7	1.4

(注1) 国際収支データ

(注2) 1997 ~ 2000 年平均

(注3) 労働力調査定義

(出所) European Commission “Toward the Enlarged Union; Strategy Paper”, Brussels, 9.10.2002 COM (2002) 700 final, p.98 から作成

から規則、指令、判例法などのすべての蓄積された法体系の総称。以下では単に「アキ」と記す)の実施によって、残存する非関税障壁が撤廃される結果、EU 単一市場が 7,910 万人の新たな消費者を加えた 4 億 5,360 万人の規模にまで拡大し、規模の経済が貿易を刺激し、拡大 EU のビジネスの競争的ポジションが改善することが期待されている。

他方、後述するように、加盟条約の規定によって、新規加盟国は 2004 年 5 月の加盟時に直ちにユーロを導入できないだろう。新規加盟国は英国やデンマークのようにユーロ導入に関する権利を留保できる、いわゆる「オプト・アウト」を認められていないことから、ユーロ導入のためには現加盟国と同じようにいわゆるマストリヒト基準とされる経済収斂条件を充足しなければならない(注3)。

たとえば、その条件の 1 つである為替要件に関しては、ユーロ導入に先立つ 2 年間、ERMII (為替相場メカニズム II : 自国通貨の対ユーロ相場の変動幅を上下中心レートの上下 15 % の範囲内に設定する制度) に参加する必要があるため (2 年の間に為替切り下げを実施していないかどうか)

か)、基本的には 2006 年以降でなければ、ユーロ導入の可否の審査手続きができないわけである。

今回の拡大承認や加盟交渉の過程において、もし EU の非拡大あるいは拡大の遅延があった場合、EU と中・東欧諸国にどのようなコストをもたらすか、さまざまな意見が出されたのである(注4)。

加盟交渉が万が一失敗したり、拡大が遅延した場合、中・東欧諸国の低成長を誘発し、ひいては現加盟国は経済的利益を喪失し、中・東欧諸国における経済改革のインセンティブが弱まる結果、外国投資が阻害され、経済成長が低迷するという強い懸念であった。

拡大の失敗や遅延は、欧州の政治的安定を損ない、民主化過程を葬り去ることになる。また、拡大なしには EU は組織犯罪、不法移民、テロとの戦いといった重要な課題に取り組むことができないことはもちろんのことである。

中・東欧諸国の EU に対する幻滅によって、欧州懐疑主義が現加盟国で芽生える恐れが出てくる、という強い危機感が高まったことから、双方の政治的意志が交渉成功への強い後押しとなったといえる。

### 3. 拡大の経済的効果 -- 利益 がコストを上回る

拡大の効果に関する経済的予測が欧州委員会をはじめとしてさまざまな研究機関などから出されているが、その予測結果をまとめてみると、概ね、(EU15 カ国の GDP 規模の 4.6 % に過ぎない) 新規加盟国はかなり低い経済的なベースからスタートするから、相対的に大きな経済的利益を得られること、限定的ではあるが、現加盟国も拡大の利益を得られること、拡大による新規加盟国から現加盟国への労働力の大きな移動は生じないこと、新規加盟国はすでにグローバル化の挑戦に曝されているが、拡大 EU はその挑戦を克服するための支援となり得ること、以上の要因から利益がコストを上回るとの結論が導かれている(注5)。

以下ではいくつかの経済分析の結果を紹介する。

まず、欧州委員会はどのように拡大の経済的効果を予測しているのだろうか(注6)。

同委員会の予測結果によると、すでに多くの拡大の利益が出てきていると

して、拡大が 2000 ~ 09 年の期間中に、新規加盟国の GDP 成長率を毎年 1.3 % から 2.1 % ポイント増加させること、現加盟国への効果は新規加盟国に比べてより限定的であるが、同期間中に GDP の水準を累積ベースで 0.5 % から 0.7 % ポイント増加させること、拡大の効果は現加盟国で異なるが、新規加盟国との貿易関係が相対的に強く地理的に近接するドイツ、オーストリアが最も多くの利益を得ること、労働力移動の影響に関しては、欧州協定の実効によってすでに大幅に自由化されている貿易・資本移動の分野よりも大きいとみられるが、欧州の労働市場の硬直性から新規加盟国からの労働力の流入を完全に吸収できないこと、ネットの現加盟国への流入は、2009 年時点で EU15 カ国の労働力人口の 1 % 以下にとどまること、EU 全体への影響は限定的であるが、特にドイツ、オーストリアに集中して流入するので、これら 2 カ国は労働市場の調整問題に直面することなどを明らかにしている。

ちなみに、1993 年の域内市場統合の経済的効果を試算した「チェッキー二報告」の数値をみると、市場統合後 5 ~ 6 年の間に GDP 成長率は 4.5 ~

7.5 %ポイント追加的に上昇し、180万～570万人の雇用を新規に生み出すとしていた(注7)。

次に、在ロンドンのシンクタンク経済政策調査センター(CEPR)の予測は、拡大は控えめにみてもEU15カ国に100億ユーロ、新規加盟国に230億ユーロの経済効果をもたらすと分析している。この予測数値からも新規加盟国にもたらされる利益が大きいとみられている(注8)。

欧州の代表的企業のトップマネジメントのフォーラムである欧州企業家ラウンド・テーブルの予測によると(注9)、5億人近い域内市場の拡大は全ての加盟国に大きな成長機会を提供することになるとみている。

そして、EU現加盟国がすでに享受している貿易と投資からの利益に加えて、拡大は少なくとも600～800億ユーロの経済成長をもたらす潜在性を持つと予測している。

さらに、アイルランド、ポルトガル、スペインなどの経験から、拡大は相対的に貧困な経済国のダイナミックな長期的成長を刺激し(第4表)、現加盟国にとっても、拡大後に約30万人の新規雇用が生み出される可能性があると分析している。

そして、これらの利益は以下の4つの要因によって主導されるとしている。

- 1) 海外直接投資の顕著な増加によって、すでに中・東欧諸国経済の市場経済への転換が進み、加速化している。ブルガリア、ルーマニアを含む27カ国経済(あるいはそれ以上の諸国経済)に共通する基準と公平な競争市場を生み出すことが予測できる政治的・規制的枠組みが、産業界の信頼を助長し、資本の流れを刺激することになる。その結果は、生産性の改善、技術移転、近代的工場・設備、訓練・技能基準の向上や環境・社会的基準の改善をもたらすことになる。
- 2) 新規加盟国の政治的・経済的将来に対する信頼感が一層強まる。安定的な法規則と基準に通じる法改革と行政改革のプロセスは、これが一層うまく実施されれば、欧州企業は長期の戦略と投資の決定を行うことができる。
- 3) 現加盟国と新規加盟国の国際競争力が、拡大に伴う競争の進展によって強化される。
- 4) これら諸国間のクロス・ボーダー貿易が拡大によって一層活発化

する。

在ブリュッセルのシンクタンク欧州政策研究センター（CEPS）の予測では、1億人の住民がEUに統合されることによって、EUのGDPは拡大後5%増加する。拡大はEUの雇用と賃金に深刻なインパクトを与えることはないし、中・東欧地域からの労働力のネットの流入は、2009年時点でEUの労働人口の1%以下とみられるが、これら地域に近接するドイツ、オーストリアなどの特定国・地域へ集中して流入すると予測している（注10）。

このほかに、とくに拡大の労働市場への影響を予測したものとして、欧州委員会が研究委託した欧州統合コンソーシアムの調査報告書の予測がある（注11）。

これ予測によると、貿易・要素移動に対する障壁の撤廃がEUの労働市場（賃金、雇用など）に深刻な緊張を生じさせることはないこと、拡大に伴うEU労働市場と新規加盟国からの労働者のEUへの流入へのインパクトに関して、加盟直後に労働力移動の自由化が実施されれば、約33万5,000人が中・東欧諸国からEU15カ国に流入するとみられること（特定国・地域や特定部門に集中するおそれがある）

る） EUは新規加盟国から労働力の流入を規制するため7年間までの柔軟な移行期間に合意している、などを明らかにしている。

労働力・移民の現加盟国への流入に関しては、ロンドン・エコノミスト誌は拡大後2～3年頃に第一次の流入の高まりがあり、2030年までに300万～400万人（この約半分が労働者）にまで増加して、EU人口の約1%に達するとのある研究機関の予測数値を紹介しているほか、欧州委員会など大方の楽観的な見通しに対して、欧州懐疑主義者（ユーロスケプティックス）EU各国の労組、あるいはドイツ、オーストリアなど一部の政府は、より厳しい見方をしており、懸念を強めているとの記事を掲載している（注12）。

拡大に伴う財政への影響に関して、ベルリン欧州理事会の合意によって2006年までの期間に中・東欧諸国への財政的支援を含めた枠組みが決定されている（注13）。2006年以後の長期的支出は、結束基金、農業政策などの分野で行われる一連の決定いかんによる。拡大による予算増は経済問題というよりもむしろ政治問題であろう。

#### 4. 単一市場の形成と‘アキ’の遵守

新規加盟国が EU に加盟するための交渉が欧州委員会との間で 31 分野において行われてきたが、その意味するところは、新規加盟国が 2004 年 5 月の加盟初日から EU の‘アキ’を受け入れて遵守する義務を負うことである。

1995 年、欧州委員会が「中・東欧諸国の域内市場への統合準備に関する白書」を発表し、1995 年 6 月カンヌ欧州理事会で採択された（注 14）。

この白書は、資本の自由移動、工業製品の自由移動と安全性確保、人の自由移動、金融サービス、競争政策など単一市場形成のための 23 部門 899 の措置をリストアップし、欧州協定の枠組みの中で、中・東欧諸国が EU との制度・規則の一体化を図るべき分野と EU 側の支援策を明確化した（加盟申請国ごとの優先度と時間表）。

日本企業のビジネス環境に大きな影響を及ぼすとみられる「モノ、ヒト、サービス、資本の自由移動」など単一市場形成（Single Market）に関連する主要な分野の加盟交渉の経緯と結果は

第 6 表のとおりである（注 15）。

#### 5. 新規加盟国のユーロ導入問題

##### 1) 加盟時のステータス

すべての新規加盟国は 2004 年 5 月の加盟日から‘アキ’を導入し、EMU に参加することになる。ただし、新規加盟国は、EC 条約第 122 条の特例により、ユーロ導入の「権利と義務から除外されている加盟国」（いわゆる適用除外国）の立場で EMU に参加することになる。この立場は、加盟条約において確認されているところである（注 16）。

新規加盟国は、各国政府の財政的ポジションの持続性に関する評価がユーロ導入以前に完了することを求めている条約の規定に照らして、前述したように、2004 年 5 月の加盟時にユーロは直ちに導入できない。

もうひとつの理由は、加盟以前に ERMII に参加できないためである。少なくとも ERMII 参加後 2 年を経なければ、ユーロ導入に必要な物価水準、金利水準、財政的ポジションなどと合わせた諸条件の評価についての決定ができない。

また、単一市場‘アキ’、特に、資

本の自由移動「アキ」が EMU 参加の前提条件となる。新規加盟国に対する「オプト・アウト」条項（ユーロ参加の権利の留保）は、英国、デンマークとは異なって加盟条約にはないことから、移行措置も特別の協定も認められていないし、また、新規加盟国からそのような要請もない。

## 2) 「EMU アキ」の諸要素

加盟以前は、財政規律および中央銀行の独立性のために、公共部門による直接的融資が禁止されるほかに（EC 条約第 101 条）、第 101 条の補充や資本の自由移動の強化、あるいは市場経済原則の歪曲防止のために、公的部門の金融機関への優先的接近が禁止され（同第 102 条）、中央銀行の独立性が維持されなければならない（同第 108 条、第 109 条）。

加盟後は、新規加盟国は、自国の為替政策を共通の関心事項として扱わなければならない。つまり、経済のファンダメンタルズに一致しない為替レートや過剰な為替変動、為替の切り下げ競争などを避ける必要がある。新規加盟国は自国の経済政策も共通の関心事項とみなさなければならない。政策協調と監視手続きの対象となる（「安定・成長協定」や「ESCB」定款の諸規定）。

ユーロ導入の段階に至るには、新規加盟国が高いレベルの持続可能な収斂を達成していることが条約によって義務付けられている。条約に規定されている経済収斂条件に基づいて達成度が評価されてユーロ導入の可否が欧州理事会において審査されるので、導入時期は、新規加盟国の達成状況にもよるが、2006 年以降さらに先に延びることになる（注 17）。

## 6. おわりに -- ビジネス環境の変化と日本企業への影響

以上のように、EU 拡大によって生じると予想されるいくつかのビジネス環境の変化の要因を検証してきた。拡大によって貿易の域内国境がなく、共通のルールが存在し、調和した法的枠組みと規則を持つ、4 億 5,360 万人の消費者を抱える世界最大の市場は日本など域外企業に新たなビジネスチャンスを提供することになる。

7,450 万人の新規加盟国の消費者の新たな需要によって、日本企業が比較優位を持つ自動車、家電製品、携帯電話、IT、その他多くの分野において、在欧日系企業を含めた日本企業は有利な立場に置かれるものとみられる。

前述したように、アイルランド、スペイン、ポルトガルなど、第四次までの EU 拡大の事例からみて、新規加盟国において経済成長に大きな弾みがつくことが期待され、この発展は EU 全域に広がることものとみられるし、すでに日本企業は中・東欧諸国への進出を活発化させている（注18）。以下ではとくに、既進出日系企業を含めた日本企業へ大きな影響を与えると予想される要因を整理してみた（注19）。

#### 1) 大規模市場の創設

拡大 EU は、世界最大の消費者市場としての立場を強化することになる。事実、拡大 EU は（以下の数字はいずれも 2002 年）、世界貿易の約 37.7 %（域内貿易を含む）、世界の GDP の約 33 %、世界の対外直接投資（残高）の 57.9 %、世界の対内直接投資（残高）の 51.2 % を占める大消費市場である。

日本を含めた域外諸国は、このように単一市場が拡大し、新規加盟国市場へのアクセスが簡素化・強化されることによる利益が期待できるのである。貿易に関して、EU 域内国境は存在せず、共通の規則と基準によって、一層自由なモノとサービスの流れが保

証されているが、新規加盟国にも拡大される。

#### 2) 共通ルールの適用

拡大によって、共通の貿易ルール、共通関税、共通の行政手続きが、拡大 EU 全域に適用される結果、日本など域外諸国の企業が EU 域内で行うビジネス取引は大幅に簡素化されることになる。

さらに、現在 EU が採用している第三国の待遇に関するルールを新規加盟国が採択することによって域外諸国は拡大の利益を享受できる。技術的な規則に関する、単一市場の「単一の基準をすべてに」という原則は新規加盟国にも適用されることになる。

#### 3) IPR 保護など高水準の保護ルール

日本など域外企業は企業の国籍にかかわらず、新規加盟国において自由に事業を設立できる。新規加盟国に設立された全ての企業には設立の権利や資本の自由移動が保証されることになる。

新規加盟国が知的財産権（IPR）保護に関する EU 指令を採択するので、日本など域外企業はより高いレベルの IPR 保護を受けることができる。欧州

協定は、新規加盟国がこの分野に関連した国際条約に加入すること、EU 現加盟国が適用しているものと同じ保護レベルにまで引き上げることを義務付けているのである。

新規加盟国の中で、WTO の政府調達協定 (GPA) に加盟している国はない。すべての新規加盟国は、加盟後自動的に GPA を遵守し、政府調達に関する EC 法令を適用することになる。

EU 域内にビジネス基盤を持つ入札者は、国籍による差別を受けることはないのである。

#### 4) 共通関税導入の影響

新規加盟国が EC 共通関税 (CCT) を導入する結果、新規加盟国のうち数カ国において特定製品 (テレビなど家電、一部自動車など) の輸入関税が引き上げられることになり (注 20)、日本など域外諸国の貿易に影響が出るおそれがある。

しかし、全般的には新規加盟国の関税保護水準は低下する。新規加盟国の平均関税率は約 9 % であるが、EU の平均関税率は約 4 % であり、新規加盟国の拡大後の関税保護水準は下がる

ことになる (注 21)。

新規加盟国の中で日本の最大の貿易相手国であるハンガリーの場合、現行の 11.7 % から 4 % に下がる。ポーランドの場合、現行の 15.1 % から 4 % に大幅に下がる。

1990 年代にポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリーとの間で締結した友好通商航海条約の条項が 'アキ' と両立しない部分があり、加盟以前に日本と再交渉するか破棄する必要がある。

#### 5) 投資インセンティブと国家補助

税制上の優遇措置、タックス・ホリデー、税額控除、オフショア制度などの財政による補助に関しては、EU の競争ルールと両立しない措置を破棄または改正して 'アキ' に一致させることが義務付けられているが、一定期間の移行措置が認められている。

「有害な税制措置」は 2003 年 1 月 1 日までに廃止された。2000 年末の時点で「有害な税制」を受けていた日本を含む企業に対する措置は 2005 年 1 月 1 日までに廃止されねばならない (注 22)。

第6表 単一市場‘アキ’と交渉の結果

(1)モノの自由移動	交渉の要点	モノの自由流通を保証する共通の規則の枠組みが必要である( EC 条約第28条～30条)
		基準・認証などが‘アキ’の対象となる
		この分野のEU規則の完全適用が加盟の第一段階から実施されることがなければ域内市場は適正に機能しない
		新規加盟国が遅くとも加盟時点でこの分野の‘アキ’を適用することが望ましい
		とりわけ、新規加盟国の行政的能力の確かなコミットメントが必要である
交渉の結果		ルーマニア、ブルガリア(いずれも暫定的に)を含めてすべての交渉を終了した
	リトアニア	医薬品の販売許可の更新に関して、2007年1月まで移行措置を取り決める
	ポーランド	医薬品の販売許可の更新に関して、2008年12月末まで、医療機器の許可に関して、2005年12月末まで移行措置を取り決める
	スロヴェニア	医薬品の販売許可の更新に関して、2007年12月末まで移行措置を取り決める
(2)人の自由移動	交渉の要点	職業資格の相互承認、市民の諸権利、労働者の自由移動、社会保障スキームの調整が‘アキ’の対象となる
		労働者の自由移動に関して、この問題の性格上EU側から移行期間を提案した
		さまざまな調査結果から加盟後の労働者の移動自由がEU労働市場へ与える影響は限定的である
		ただし、新規加盟国との近接性、賃金格差、失業などの要因で労働力移動が特定国に集中し、労働市場を混乱させる恐れがある
		移行取り決めの基本的要素は以下のとおりである(注1)
		・2年間は現加盟国の国内措置が新規加盟国に適用される。これら措置がどの程度自由であるかによって、完全な労働市場へのアクセスが実現する可能性がある
		・その後レギュラーが第2年目末までに自動的に一回、さらに一回は新規加盟国の要請によって行われるが、現加盟国に‘アキ’を適用するかどうかの決定は欧州委員会の提案によって理事会が決定する
		・移行期間は5年後に終了すべきであるが、労働市場の深刻な攪乱あるいは攪乱の恐れがある場合には、さらに2年間延長されることがある
	・7年目までセーフガードが現加盟国によって適用されることがある	
	交渉の結果	
		マルタ、キプロスを除いた中・東欧9カ国と移行取り決めがおこなわれた。ルーマニアは交渉中である
マルタ		労働者の移動に対するセーフガードの発動が認められる

(次ページへつづく)

(前ページよりつづく)

(3) サービス提供の自由化	交渉の要点	・アキ'に関連する EC 条約は、第 43 条(居住・営業の自由の確保)条と 49 条(サービス制限の廃止)などである	
		金融サービスとは、銀行、保険、投資サービス、証券市場である	
		・アキ'の具体的内容は、認可条件・健全化ルール of 最小の調和化、母国監督、単一ライセンス、国内監督基準の相互承認である	
		この分野は、特に資本の自由移動、人の自由移動と密接に関連している	
		ドイツ、オーストリアは、建設、クリーニングなどのセンシティブなサービス分野で保護措置をとることがありうる	
			新規加盟国の有効な規制インフラの構築が重要である
	交渉の結果		ルーマニアを除いて(ブルガリアとは暫定的に)交渉を終了した
			いくつかの新規加盟国には 5 年までの移行期間が認められた多くの新規加盟国には極めて小規模機関(信用組合など)の銀行アキ'の適用除外が認められた
		ブルガリア	2009 年未まで低水準の投資家補償を認める
		エストニア	2007 年未まで低水準の銀行預金保証と投資家補償を認める
ハンガリー		2007 年未まで特殊銀行 2 行の除外と低水準の投資家補償を認める	
ラトヴィア、リトアニア		2007 年未まで信用組合の除外と低水準の銀行預金保証と投資家補償を認める。リトアニアもほぼ同じ内容である	
ポーランド		2007 年未まで信用組合と特殊銀行 1 行の除外し、低水準の投資家補償を認める	
スロヴァキア		2006 年未まで低水準の投資家補償を認める	
スロヴェニア	2004 年未まで低水準の預金・貸付業の資本要求を認める		
(4) 資本移動の自由化	交渉の要点	EC 条約 56 条は加盟国間、加盟国と第三国との間の資本移動に対する全ての制限を禁じているが、域外からの資本移動に対して、制限が残されている	
		新規加盟国は外国人による不動産投資の自由化に移行期間を要求し認められた	
		特に、マネー・ロンダリング防止のための EC 指令の適正な実施と施行に注意をはらう必要がある	
	交渉の結果		ルーマニア、ブルガリア(いずれも暫定的に)を含めてすべての交渉を終了した
		ブルガリア、ルーマニア	別荘の取得に 5 年間の移行期間、農地森林地の取得に 7 年間の移行期間をそれぞれ認める。ルーマニアもほぼ同じ内容である
		チェコ、ハンガリー	ブルガリアとほぼ同じ内容である。ただし、チェコがセーフガードを発動する場合移行期間を 3 年間延長することもありうる。ハンガリーもほぼ同じ内容である
		エストニア、ラトヴィア、リトアニア、スロヴァキア	農地・森林地の取得に 7 年間の移行期間を認める。ただし、エストニアがセーフガードを発動する場合移行期間を 3 年間延長することもありうる。ラトヴィア、リトアニア、スロヴァキアもほぼ同じ内容である
		ポーランド	別荘の取得に 5 年間の移行期間、農地・森林地取得に 12 年間の移行期間をそれぞれ認める
		スロヴェニア	不動産の取得に 7 年間のセーフガード措置を認める

(次ページへつづく)

(前ページよりつづく)

(5) 競争法	交渉の要点		競争の「アキ」は、EC 条約 31 条、81-85 条、86 条、87-89 条、EC 企業合併規則 (4064/89) の対象である 国家援助は、運輸、農業、漁業の分野で取り扱われる
	交渉の結果		ブルガリアとルーマニアを除いて交渉を終了した
		チェコ	鉄鋼産業のリストラを 2006 年未までに完了する
		ハンガリー	2011 年未までに「アキ」と調和しない中小企業向け財政援助を段階的に削減、「アキ」と調和しない大企業向け財政援助を地域投資援助に転換、2005 年未までに調和しないオフショア企業向け財政援助を段階的に削減、2007 年未までに調和しない地方政府による財政援助を段階的に削減する(注2)
		ポーランド	2011 年未までに「アキ」と調和しない小企業向け財政援助を段階的に削減、2010 年未までに調和しない中規模企業向け財政援助を段階的に削減、調和しない大企業向け援助を地域投資援助に転換(注3)、環境保護への国家援助に対して移行期間に合意、2006 年未までに鉄鋼産業のリストラを終了する
	スロヴァキア	「アキ」と調和しない自動車企業 1 社に対する財政援助を地域投資援助に転換、2009 年未までに鉄鋼企業 1 社に対する財政援助を打ち切る	
(6) 雇用と社会政策	交渉の要点		雇用政策は、健康や安全問題、労働法、男女平等待遇といった EU レベルでかなり多くの「アキ」が存在する分野である また、社会的対話、雇用、および社会的保護のように条約に基づいて収斂政策が策定されている分野を取り扱う 具体的な施策を厳密に実施する法的義務はないが、条約の原則やルールに即した均質な社会的枠組み作りのために、それぞれの政策を協調させるという、非常に重要な一般義務がある
	交渉の結果		ブルガリア、ルーマニア(いずれも暫定的に)を含めてすべての交渉を終了した
		ブルガリア	タバコ・タールの最大含有量規制を 2010 年未まで延期する
		ラトヴィア	作業機器使用についての最低安全性と健康要件を 2004 年 7 月まで、職場については 2004 年未まで、デイスプレー装置については 2004 年未まで延期する
		マルタ	労働時間制限について 2004 年 7 月未まで、現行の労働協約によって有効な場合は、2004 年未まで延期する。作業機器使用の最低安全性と健康要件については 2005 年未まで延期する
		ポーランド	作業機器使用の最低安全性と健康要件について 2005 年未まで延期する
		スロヴェニア	職場の騒音、化学因子、物理因子、生物因子にさらされることに対する健康要件を 2005 年未まで延期する

(次ページへつづく)

(前ページよりつづく)

(7) 関税同盟	交渉の要点	すべての新規加盟国が、11に分かれていた関税地域 (EU15 + 10) から拡大された 1 関税地域 (EU25) に移行する結果生じる状況を技術的に解決するための平等措置の恩恵を受けることができる
		新規加盟国の関税当局は、加盟初日から、EU の全市民と事業者の利益のために、その時点より EU の対外国境となるそれぞれの国境を管理し、取り締まらなくてはならない
		この分野の 'アキ' は、共同体関税コード・施行規定、複合分類、共通関税率、数量割り当てなどが対象となる
		'アキ' は、主として関税同盟の機能と対外国境の有効な保護・管理を担保するいくつかの手段で構成される
交渉の結果		ブルガリア、ルーマニア (いずれも暫定的に) を含むすべての交渉を終了した
	ハンガリー	合金でないアルミニウムを低関税率で輸入することについて、2007 年 4 月末まで認められる (その間に関税率の引き上げと低税率輸入の削減を伴う)
	マルタ	一定の繊維製品を低関税率で輸入することについて、2008 年 8 月末まで認められる (その間に関税率の引き上げを伴う)

- (注 1) European Commission, "Free Movement for Persons — A Practical Guide for an Enlargement European Union" (European Commission Directorate-General Enlargement, November 2002)
- (注 2) 投資優遇措置の取り扱い問題の詳細については、ジェトロ『ユーロトレンド』(NO.58.2003.5、2003 年 4 月 25 日) 12 ~ 13 頁を参照のこと。
- (注 3) 特別経済区 (SEZ) に進出した企業に対する投資優遇措置などの取り扱い問題の詳細については、2003 年 2 月 21 日付ジェトロ通商弘報、ジェトロ『ユーロトレンド』(NO.58. 2003.5、4 ~ 5 頁、2003.4.25) を参照。
- (出所) European Commission, "Enlargement of the European Union; Guide to the Negotiations, Chapter by Chapter" (EC Directorate-General Enlargement, December 2003) から筆者が作成

- (注 1) European Commission "Toward the Enlarged Union; Strategy Paper and Report of the European Commission on the progress towards accession by each of the candidate countries" (Brussels, 9.10.2002, COM (2002) 700 final)
- (注 2) <http://europa.eu.int/comm/enlargement/arguments/>
- (注 3) ユーロ導入のための経済収斂条件は、過去 1 年間の消費者物価上昇率が最も物価が安定している 3 カ国の平均上昇率を 1.5 %ポイント以上超えないこと、財政赤字が GDP 比 3 %を超えないこと、政府累積債務が GDP 比 60 %を超えないこと、過去 1 年間の長期金利が物価が最も安

定している 3 カ国の平均金利を 2 %ポイント以上超えないこと、過去 2 年間、本国通貨の切り下げを行うことなく、変動幅が ERM の通常の変動幅の範囲に収まっていること (田中友義『EU の経済統合』(中央経済社、2001 年、105 頁))

- (注 4) <http://europa.eu.int/comm/enlargement/arguments/>
- (注 5) ibid.
- (注 6) European Commission, "The Economic Impact of Enlargement" (EC Directorate-General for Economic and Financial Affairs, Enlargement Papers, ISSN1608-9022, No.4, June 2001)
- (注 7) 田中友義(2001) 前掲書 58 ~ 59 頁。

- (注8) R. Baldwin, J.F. François, R. Portes, “The Costs and Benefits of Eastern Enlargement” (Centre for Economic Policy Research, Economic Policy 24, 1997)
- (注9) European Round Table of Industrialists, “Opening up the Business Opportunities of EU Enlargement” (European Round Table of Industrialists, May 2001)。なお、このラウンド・テーブルは、欧州経済の競争力と成長を促進することを目的に46人の欧州の主要なビジネス・リーダーが参加するフォーラムである。
- (注10) P. Brenton, “The Economic Impact of Enlargement on the European Economy: Problems and Perspectives” (Centre for European Policy Studies, CEPS Working Document No.188, October 2002)
- (注11) T. Boeri and H. Brücker, “The Impact of Eastern Enlargement on Employment and Labour Market in EU Member States” (European Integration Consortium, 2000)。この報告書は欧州委員会雇用・社会政策総局の委託により作成されたものである。
- (注12) The Economist (January 17th 2004), pp 42-43
- (注13) 2002年12月のコペンハーゲン欧州理事会は、ベルリン合意を踏まえて2004～06年の拡大関係予算を決定した。予算総額は408.52億ユーロにのぼる(加盟申請国の農業、構造改革、内政、行政などのための歳出上限375.67億ユーロ、特別一時金・一時的予算補償32.85億ユーロ)。
- (注14) European Commission, “White Paper; Preparation of the Associated Countries of Central and Eastern Europe for Integration into the Internal Market of the Union” (Brussels, 1995)
- (注15) European Commission, “Enlargement of the European Union; Guide to the Negotiations, Chapter by Chapter” (EC Directorate-General Enlargement, December 2003)
- (注16) ibid
- (注17) ユーロ導入を要望する新規加盟国が、(注3)で記述した5つの経済収斂条件(いわゆるマーストリヒト基準)を満足させているかどうかの最終的な判定を欧州理事会が行うことになっている。
- (注18) 『ジェットロ貿易投資白書』(2003年版、ジェットロ、2003年9月24日) 250頁
- (注19) 欧州委員会『EU拡大と日本への影響』(Enlargement of the European Union; the Implications for Japan) (在日欧州委員会代表部翻訳、2003年9月) 7～8頁。
- (注20) ジェトロ白書(2003年) 前掲書、250頁。
- (注21) 欧州委員会(2003年) 前掲書、14～16頁。
- (注22) 欧州委員会(2003年) 前掲書、16～17頁、および第6表の(注2)、(注3)参照のこと。